

令和4年5月30日

各高齢者福祉施設管理者 殿

山梨県福祉保健部長



オミクロン株の特徴を踏まえた積極的疫学調査の重点化について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

現在流行しているオミクロン株は、感染・伝播性が高く、感染が急拡大し、濃厚接触者が急増することから、これまで同様に一律の対応を行うことは、保健所機能や社会経済活動への影響が非常に大きくなっています。

このため、オミクロン株が感染の主流の間は、保健所が行う積極的疫学調査（濃厚接触者の特定・行政検査の実施）の実施方針を見直し、医療機関や高齢者施設、障害者施設に対して重点的に実施することとし、その他の事業所については、社会経済活動の維持と両立の観点から、原則、濃厚接触者の特定や行動制限は求めず、クラスター発生時等に保健所が状況を勘案し感染拡大防止に必要な指導・助言や積極的疫学調査を実施することとしました。

また、あわせて濃厚接触者の待機期間の早期解除の取扱いを、社会機能維持者に限らず全ての濃厚接触者の方に適用するとともに、早期の社会経済活動への復帰の後押しのため、無料検査制度を創設することとしました。

本取扱いについては、令和4年6月1日から実施いたしますので、貴施設の職員の皆様へ周知いただくとともに、引き続き、感染防止対策の徹底について御理解と御協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

なお、積極的疫学調査の重点化及び事業所における対応について、山梨県ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

【山梨県ホームページ】

<https://www.pref.yamanashi.jp/coro-taisaku/jyuutennka.html>

山梨県知事直轄組織
新型コロナウイルス対策グループ
新型コロナウイルス対策推進担当
電話 055-223-1326

新 対 第 6 9 2 号
令和 4 年 5 月 2 7 日

各 部 局 長 殿

知事直轄組織感染症対策統轄官

オミクロン株の特性を踏まえた積極的疫学調査の重点化について（通知）

このことについて、本県では令和 4 年 1 月 28 日から調査を優先的に行うべき対象を絞り込み、重点的に積極的疫学調査を実施してきました。

現在流行しているオミクロン株は、感染・伝播性が高い一方、重症化率は低い可能性が示唆されるなど、その特徴が徐々に明らかになってきたことから、令和 4 年 3 月 16 日付け（令和 4 年 3 月 22 日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」に基づき、積極的疫学調査をさらに重点化することとしました。

つきましては、令和 4 年 6 月 1 日から次のとおり対応することといたしますので、ご承知おきいただくとともに関係団体への周知に特段の御配慮をお願いします。

なお、別紙の団体へは通知済みであることを申し添えます。

（1）同一世帯（寝食を共にする知人等を含む）で感染者が発生した場合

基本的な考え方

- ・オミクロン株は潜伏期間・発症間隔は短いですが、同一世帯内では感染の情報が迅速に他の世帯員に共有されることから、濃厚接触者を特定して行動制限することで感染拡大防止に効果がある。
- ・濃厚接触者は自宅待機となるため周囲に感染させるリスクは低く、一律に検査をする必要性は低い。
- ・高齢者や妊婦、基礎疾患を有する者は、迅速かつ適切な健康観察が必要であり、また、医療機関や高齢者施設等に従事する者は、従事先施設における感染拡大の影響が大きい。

今後の対応

・保健所は原則、同一世帯員であることをもって濃厚接触者として特定する旨を感染者に説明するとともに、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間の自宅待機を要請する。

・自宅待機期間中に発熱や倦怠感、咳などの症状出現した場合には、かかりつけ医や受診・相談センターへ相談の上、医療機関を受診するよう案内する。

・濃厚接触者が高齢者や妊婦、基礎疾患を有する者、医療機関や高齢者施設等に従事する者であった場合には、症状の有無を問わず、検査を行う。

・無症状の濃厚接触者の待機期間は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、5日目から解除を可能とする。

・県に登録した薬局において当該抗原定性検査を無料で受検可能であり、追って検査に必要な書類を送付することを説明する。

・当該検査にて陽性が判明した場合は、速やかにかかりつけ医や、受診・相談センターへ相談の上、医療機関を受診するよう案内する。

・当該検査にて陰性を確認し、早期解除により勤務等を行う場合には、勤務先等の取り決めに従うよう説明する。

・上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害者施設や医療機関（以下「ハイリスク施設」という。）への不要不急の訪問（※）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求める。

※ 受診等を目的としたものは除く。

（2）医療機関及び高齢者施設、障害者施設（ハイリスク施設）で感染者が発生した場合

基本的な考え方

- ・入院医療機関や入所系の高齢者・障害者施設では、高齢者や妊婦、基礎疾患を有する者などハイリスク者が多数入院等しており感染拡大時の影響が大きい。
- ・高齢者、障害児者の通所・訪問系事業所でも、ハイリスク者の感染拡大が想定される。また、利用者のサービスの利用状況によっては、複数事業所・施設にまたがる感染拡大も懸念される。
- ・医療体制の維持、支援が必要な者へのサービス提供のため事業継続が特に求められる施設であり、早期から介入して迅速に濃厚接触者・接触者を特定し行動制限等を行うことで、感染拡大防止を図る必要がある。

今後の対応

- ・入院医療機関や高齢者・障害者施設（通所・訪問系事業所を含む）において、**職員又は利用者に陽性者が1名発生した早期段階から介入し、迅速に積極的疫学調査（濃厚接触者・接触者の特定及び検査）を行う**とともに、継続的な支援を行う。
- ・ハイリスク施設が、保健所に陽性者の報告を行う際には、当該施設の感染管理の体制等及び職員・入所者等のワクチン接種状況、施設の利用者への対応状況、濃厚接触者の候補者リストの提供等について求める。

(3) 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校、寮、部活動で感染者が発生した場合

基本的な考え方

- ・所管部局の指導等により一般的な感染防止対策は講じられており、感染拡大リスクは必ずしも高くない。
- ・同一世帯に比べて濃厚接触者の特定に時間がかかるため、感染スピードが速いオミクロン株では、感染拡大防止に対する効果は薄い。よって、濃厚接触者の特定を行う必要性は低い。
- ・社会機能維持及び学びの継続の観点から事業継続が求められる施設であり、一定数以上の有症状者が発生した場合には、積極的に介入し、感染拡大防止を図る必要がある。

今後の対応

- ・濃厚接触者の特定、行動制限、濃厚接触者への検査は、陽性者発生後の感染の広がり状況等に応じて実施する。
- ・具体的には、**陽性者1人が確認された集団で、その周辺に複数人の咳、咽頭痛**

などの有症状者がいる場合には、「新型コロナウイルス感染症発生報告書」(別添1)により保健所に報告を求め、保健所が施設の感染防止対策の状況を聴取し、感染拡大防止に必要な支援・助言を行う。その際、感染防止対策が不十分な場合や、感染防止対策がとられているが、5人以上の陽性者が発生した場合には、積極的疫学調査を行う。

・なお、保育所、幼稚園、小学校等における感染防止対策の確認のため「新型コロナウイルス感染防止対策におけるチェックリスト」(別添2)の活用をすすめる。

(4) その他の事業所で感染者が発生した場合

基本的な考え方

- ・同一世帯に比べて濃厚接触者の特定に時間がかかるため、感染スピードが速いオミクロン株では、感染拡大防止に対する効果は薄い。
- ・自主的な感染防止対策が期待される施設であるため、原則積極的疫学調査を行わないが、大規模なクラスターが発生した場合については、その影響を勘案しつつ感染防止対策を図る。
- ・一律の行動制限は、社会経済活動への影響が大きくなるおそれがある。

今後の対応

- ・濃厚接触者の特定及び行動制限は、原則として実施しない。
- ・クラスターが発生した場合には、その影響を勘案しつつ、保健所が事業所の感染防止対策の状況を聴取し、感染拡大防止に必要な指導・助言を行う。
- ・その際、感染防止対策が不十分な場合や、感染防止対策がとられているが、さらなる感染拡大の懸念がある場合には、積極的疫学調査を実施する。
- ・事業所に対し、感染者が発生した場合の対応として、自主的な感染対策の徹底を促すとともに、次の点について説明する。
 - 事業所等で感染者と接触者があった理由だけで、出勤を含む外出を制限する必要はないこと。
 - 事業所等で感染者と接触があった者は、接触のあった最後の日から一定の機関(目安:7日間)はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えること。

- 症状がある場合には、速やかに医療機関を受診すること。
- 事業所等で感染者と接触があった場合、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、一定期間（例えば5日間の待機に加え自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること。

参考通知等

- ・「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000916891.pdf>

- ・「オミクロン株の特徴を踏まえた積極的疫学調査の重点化について」

<https://www.pref.yamanashi.jp/coro-taisaku/jyuutennka.html>

山 梨 県 知 事 直 轄 組 織
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 対 策 グ ル ー プ
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 対 策 推 進 担 当
電 話 0 5 5 - 2 2 3 - 1 3 2 6

(別紙)

- ・ 保健福祉事務所長
- ・ 甲府市長
- ・ 衛生環境研究所長
- ・ 教育長
- ・ 警察本部長
- ・ 一般社団法人 山梨県医師会会長
- ・ 一般社団法人 山梨県薬剤師会会長
- ・ 山梨県官公立病院当協議会会長
- ・ 山梨県民間病院協会会長

- オミクロン株については、感染・伝播性が高いため、感染の急拡大により濃厚接触者が急増。これまで同様の対応では、保健所機能、社会経済活動への影響が非常に大きい
- 一方、高齢・障害者は入院が必要になる可能性が高く、高齢者等への感染が急速に広がると入院者数が増加し、医療体制の逼迫につながる
- このため、積極的疫学調査を重点化リスクが高い者が多く入院・入所する医療機関や高齢者施設等に重点化し、早期介入及び継続的な支援を実施する

	現在の対応	施設等の特徴	今後の対応と考え方
同一世帯 ※内縁やシェアハウス等により寝食を共にする知人等を含む	濃厚接触者特定 ⇒ 実施 濃厚接触者への検査 ⇒ 一律に実施	◆二次感染リスク ・複数人が寝食を共にする環境にあり、感染対策を徹底することが困難。潜伏期間・発症間隔の短さから、二次感染リスクは高い ◆重症化リスク ・世帯によっては重症化リスクの高い者がいる ◆その他 ・世帯には、医療機関や高齢者施設等の従事者もいる ・2人以上の世帯に属する者は多く、濃厚接触者が増加すると社会経済活動に影響	【対応の方向性】 ○ 原則、同一世帯員であることをもって濃厚接触者として特定し、自宅待機を要請する(濃厚接触者への一律の検査は実施しない) ○ ただし、高齢者、妊婦、基礎疾患を有する者、医療機関や高齢者施設、障害者施設(ハイリスク施設)で従事する者は、症状の有無を問わず、検査を実施 ○ 無症状者の濃厚接触者の待機期間は、社会機能維持者に限定せず、4日目・5日目の検査で陰性が確認された場合は5日目解除 【考え方】 ・オミクロン株の特徴や社会経済活動への影響を踏まえ、積極的疫学調査を簡素化。陰性確認での待機期間短縮を明示する
医療機関、高齢者施設、障害者施設(ハイリスク施設)	・濃厚接触者特定 ⇒ 実施 ・濃厚接触者への検査 ⇒ 一律に実施	◆二次感染リスク ・入院医療機関・高い感染対策・施設・施設ごとによる ◆重症化リスク ・重症化リスクある者が多数。感染拡大時の影響が大きい ◆その他 ・行動制限により、事業継続が困難となり、医療提供体制の逼迫のおそれ	【対応の方向性】 ○ 入院医療機関や高齢者・障害者施設(通所・訪問系事業所を含む)において、職員又は利用者に陽性者が1名発生した早期段階から介入し、迅速に積極的疫学調査(濃厚接触者・接触者の特定及び検査)を行うとともに、継続的な支援を実施する 【考え方】 ・感染拡大時の影響が大きいため、早期に介入し継続的支援を行う
保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校 寮、部活動	・濃厚接触者特定、検査 ⇒施設側作成の“候補者”リストをもとに濃厚接触者特定・検査	◆二次感染リスク ・一般的な感染対策が講じられている ・低年齢児は感染防止対策の実施が困難 ・寮や部活動などの場面でも、基本的な感染防止対策が講じられていない場合も ◆重症化リスク ・低年齢層の重症化リスクは低い ◆その他 ・社会的機能維持、学びの継続の観点から事業継続が必要な施設	【対応の方向性】 ○ 濃厚接触者特定・行動制限、濃厚接触者への検査は、陽性者発生後の感染の広がり状況に応じて実施する(原則実施しない) ○ 具体的には、陽性者1人が確認された集団で、その周辺に複数人の咳、咽頭痛などの有症状者がいる場合には、保健所に報告を求め、保健所が施設の感染防止対策の状況を聴取し、感染拡大防止に必要な指導・助言を行う ○ この際、感染防止対策が不十分な場合や、感染防止対策がとられているが、5人以上の陽性者が発生した場合には、積極的疫学調査を実施する 【考え方】 ・陽性者発生後の感染の広がりに応じて積極的疫学調査を実施する、保健所介入の端緒の手続化、介入の目安を示す
その他の事業所	・濃厚接触者特定、濃厚接触者への検査 ⇒ 原則実施していない	◆二次感染リスク ・事業所において濃厚接触者が感染している確率は、同一世帯内の濃厚接触者に比べ低い ・事業所の感染防止対策が徹底している場合、感染者が発生しても、事業所で拡大しないケースもある ◆重症化リスク ・一般的には重症化リスクは高くない ◆その他 ・自主的な感染防止対策が期待。一律の行動制限は、従事者不足につながり、社会経済活動に影響	【対応の方向性】 ○ 濃厚接触者特定・行動制限は、原則として実施しない ○ ただし、クラスターが発生した場合には、その影響を勘案しつつ、保健所が事業所の感染防止対策の状況を聴取し、感染拡大防止に必要な指導・助言を行う ○ この際、感染防止対策が不十分な場合や、感染防止対策がとられているが、さらなる感染拡大の懸念がある場合には、積極的疫学調査を実施する 【考え方】 ・自主的な感染防止対策が期待される施設であるため、原則積極的疫学調査を実施しないこと、大規模なクラスターが発生した場合には、その影響を勘案しつつ、感染防止対策を図る

新型コロナウイルス感染症発生報告書

別添1

※陽性者1名が確認された集団において、咳、咽頭痛などの症状を有する者が複数いる場合に報告し、保健所の指導・助言を受けてください。

発生年月日 年 月 日 (初発・再発)	保健所受理年月日 年 月
学校名	保健所受理者
連絡窓口氏名	報告者
所在地 (TEL)	校医 医療機関名 医師名

罹患者の状況		1年	2年	3年	4年	5年	6年	その他	合計	有症状者(疑い事例)の学年及びクラス内訳を記入してください (例) 1年1組 2名
	学級数								0	
	在籍者数								0	
	有症状者 (疑い事例)								0	
	欠席者 (うち陽性確定者)								0	

主要症状	発熱	呼吸器症状	咽頭痛	倦怠感	頭痛	消化器症状	鼻汁	味覚異常	嗅覚異常	関節痛	筋肉痛	その他	合計

現在の対応	(休校・学年閉鎖、学級閉鎖、授業短縮等の当面の貴校の対応予定をご記入してください)
-------	---

現在の対応	(保健所に相談したいことがありましたらご記入ください) (例) 校内における感染予防対策について相談したい
-------	--

新型コロナウイルス感染症発生報告書

別添 1

※陽性者1名が確認された集団において、咳、咽頭痛などの症状を有する者が複数いる場合に報告し、保健所の指導・助言を受けてください。

発生年月日 年 月 日（初発・再発）	保健所受理年月日 年 月
学校名	保健所受理者
連絡窓口氏名	報告者
所在地 (TEL)	校医 医療機関名 医師名

罹患者の状況		未満児	年中	年少	年長	その他	合計
	クラス数						0
	在籍者数						0
	有症状者 (疑い事例)						0
	欠席者 (うち陽性確定者)						0

有症状者（疑い事例）の学級及びクラスの内訳を記入してください
(例) 未満児（たんぽぽ組）2名

主要症状	発熱	呼吸器症状	咽頭痛	倦怠感	頭痛	消化器症状	鼻汁	味覚異常	嗅覚異常	関節痛	筋肉痛	その他	合計

現在の対応	(休園・学級閉鎖、時間短縮、時差登園等の当面の貴園の対応予定をご記入してください)
-------	---

現在の対応	(保健所に相談したいことがありましたらご記入ください) (例) 園内における感染予防対策について相談したい
-------	--

新型コロナウイルス感染防止対策におけるチェックリスト (保育園、幼稚園、学校)

<園児・児童・生徒(児童生徒等)について>

- 児童生徒等の朝の体温、体調を毎日確認し体調不良者を把握し記録に残している。
- 児童生徒等が体調不良の場合は、施設に報告するとともに、登園(登校)せず自宅で様子を見て必要に応じ医療機関を受診することが周知され徹底されている。
- 発熱等の症状が見られる児童生徒等を帰宅させることについて、連絡手段も含め保護者と事前に確認できている。

<職員について>

- 職員の体調は毎勤務開始前に各自確認し、記録を残している。
- 職員及び職員の家族が咽頭痛、熱、咳などの症状が出た場合は、出勤せず、所属に報告のうえ、医療機関を受診することを徹底できている。
- 職員は不織布のマスクを適切に着用し手指消毒が実践できている。
- 就業中に体調不良となった職員は直ちに管理者へ報告し、業務を中止して帰宅している。

<感染症対策について>

- 不織布のマスクや消毒や手袋等の感染予防具は用意できている。
- 常時(少なくとも 30 分に 1 回以上は)2 方向の窓や出入口を開け、換気を実践している。
- ドアノブ、トイレ、手すりなどの、手が触れやすい部位は時間を決め消毒している。
- 共有する物品は使用後に消毒している。
- 職員、児童生徒等は食事の前は手洗いをし、自分のタオル(ハンカチ)で拭いている。
- 職員、児童生徒等は、飲食する際は席と席の距離を 1m 以上確保し、換気をしている。
- 食べるときは距離を確保し、大声での会話を控えている。
- 職員室や休憩室では距離の確保や、換気等の感染対策が出来ている。
- 園・校内の感染状況及び対策については、個人情報に配慮したうえで保護者への正確な情報提供が実施できている。